

静岡県告示第276号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和7年4月1日から2週間富士土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年4月1日

静岡県知事 鈴木康友

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
県道	三沢富士宮線	富士宮市大中里字西ノ山21番の5地内	前	7.9~10.7	29.8
			後	10.3~10.8	29.8

=====

静岡県告示第277号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和7年4月1日から2週間富士土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年4月1日

静岡県知事 鈴木康友

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
県道	白糸富士宮線	富士宮市下条字東光地316番の1から 富士宮市下条字大門下831番の6まで	前	4.9~13.2	1,090.0
			後	—	—
		富士宮市下条字東光地316番13から	前	—	—

		富士宮市下条字髭谷戸 283番の3まで	後	8.2~22.2	415.9
--	--	------------------------	---	----------	-------